

おくやみのしおり

～ご遺族の方へ～

この度のご不幸に際し、心よりお悔やみ申し上げます。

大月市では、お亡くなりになった後の手続きを一括で、ご案内する「**おくやみコーナー**」を**予約制**で設けています。これまで各担当窓口に足を運んでいただいていた、手続きを一つの場所にてご案内、お手伝いさせていただきますので是非、ご利用ください。

また、予約は**利用日の2開庁日前**までにお願います。



大月市

おくやみコーナーのご案内

予 約 先	大月市役所市民課 戸籍住民担当 ☎0554-23-8022 ※予約は利用日の2開庁日前までをお願いします。
-------	---

予 約 受 付 時 間	平日 午前8時30分から午後5時15分		
利 用 時 間	平日	午前	①9:00
			②10:30
		午後	③13:30
			④15:00
受 付	大月市役所 本庁舎1階 市民課窓口 (国道20号側の正面入り口に入って左側) ※住所は裏表紙に記載		
利 用 対 象 者	大月市に住民登録があった方のご遺族		

◆ご利用上のお願い

おくやみコーナーは、亡くなった方の手続きを一か所で行うためのコーナーです。

従来のように各課を回って手続きを行う場合には、予約は不要です。

その場合には、ご都合のよい日の午後3時30分までにお越しください。

※すべての手続きが終わるまでに1時間以上かかる場合があります。

ただし、ご予約いただいた方を優先してご案内しております。

・コーナーご利用の際は、電話にてご予約ください。

・内容によっては、すべての手続きが一度で終わらない場合があります。

おくやみコーナーにお持ちいただくもの

●ご遺族の持ち物

☐ 認印(相続人代表者及び喪主)

※相続人代表者と喪主が同じ方の場合、認印は1つで問題ありません。

☐ お越しいただく方の本人確認書類 (A1点、またはB2点) ※有効期限内のもの

[A] 官公署が発行した顔写真付きの書類

(マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳など)

[B] 健康保険証、介護保険証、年金手帳、社員証、学生証、預金通帳、医療受給者証など

☐ 預貯金通帳

(相続人代表者、喪主、未支給年金請求者)

☐ 未支給年金を請求される方のマイナンバーが分かる書類(マイナンバーカード、または個人番号通知カード)

※ 未支給年金とは

年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金のこと。

※ 未支給年金を請求できるご遺族と優先順位は、以下のとおりです。

⇒ 亡くなった方と生計を共にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族

☐ 喪主であることが証明できるもの

※ 会葬礼状、葬儀の明細書や領収書など

※ 年金手続きや戸籍、住民票、税に関する証明書の請求を代理人が行う場合は、委任状が必要となる場合があります。しおり16ページの委任状にご記入のうえ、切り離してご利用ください。なお、戸籍が必要な場合は、死亡届を受理した日から、証明書として交付できるまで、数日間いただいております。

※ 住民票や戸籍謄本をお取りする場合は、手数料がかかります。(お支払いは現金のみ)

※ 相続人代表者が、法定相続人でなく、遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書(公正証書遺言、秘密証書遺言、自筆証書遺言 ※検認済のもの)をお持ちください。

おくやみコーナーにお持ちいただくもの

●亡くなった方のもの

☐ 国民年金証書

※なければ、年金手帳や、日本年金機構発行の
基礎年金番号のわかる通知など

☐ 印鑑登録手帳

☐ 住民基本台帳カード ※発行されている場合

☐ 国民健康保険被保険者証あるいは
後期高齢者被保険者証（75歳以上の方）

☐ 限度額認定証等各種証（発行されている場合）

※ 世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる
場合は、国民健康保険加入者全員分の被保険者証、限度額認定証等各種証
（発行されている場合）

※ 被保険者が亡くなると、喪主様は葬祭費を請求できます。
（詳細は5ページをご覧ください。）

☐ 介護保険被保険者証

☐ 身体障害者手帳

☐ 療育手帳

☐ 精神保健福祉手帳

☐ 重度心身障害者医療費助成金受給者証

☐ 大月市子育て支援医療費助成金受給資格者証

☐ ひとり親家庭医療費受給者証

☐ その他、市役所から交付された証書類で、ご不明な
点があるもの

※ 亡くなった方のものが見つからない
場合や、紛失した場合は、ご相談ください。

亡くなった方に関する手続き 【1】住民登録関係

区分	手続きが必要な方	手続きの内容	1ページ及び2ページの持ち物以外に特に必要なもの	担当課	チェック欄
住民登録関係	故人が世帯主で、他に世帯員が2人以上いる世帯	世帯主変更届	1ページ及び2ページの持ち物を必ずご確認ください。	本庁舎1階 市民課 戸籍住民担当 0554-23-8022 ① ①から⑫の番号は、19ページから20ページの庁舎案内図の、担当の場所を表しています。	
	印鑑登録をされていた方	印鑑登録手帳の返納	1ページ及び2ページの持ち物を必ずご確認ください。 ※印鑑登録手帳を紛失しており、後日見つかった場合は、市役所または出張所に返納していただくか、ご自身で裁断のうえ処分してください。		
	マイナンバーカード・通知カードをお持ちの方	相続などの手続きの際に、個人番号が必要になる場合があります。一定期間保管のうえ、破棄してください。 市役所に返納していただくこともできます。	なし		
	住民基本台帳カードをお持ちの方	住民基本台帳カードの返納	1ページ及び2ページの持ち物を必ずご確認ください。		

亡くなった方に関する手続き 【2】年金関係

(1)市役所で行うもの

区分	手続きが必要な方	手続きの内容	1ページ及び2ページの 持ち物以外に 特に必要なもの	担当課	チェック 欄
年金	国民年金・厚生年金を受給している方	受給権者死亡届	・亡くなった方の死亡診断書の写し	本庁舎1階 市民課 国保年金担当 0554-23-8037 ②	
	国民年金を受給している方	未支給年金請求 遺族基礎年金請求	・請求者となる方の マイナンバーが分かる書類 ※亡くなった方によって、 必要な書類が異なります ので、担当へお問い合わせ ください。		
	国民年金に加入している方	遺族基礎年金請求 死亡一時金請求 寡婦年金請求	・請求者となる方の マイナンバーが分かる書類 ※亡くなった方によって、 必要な書類が異なります ので、担当へお問い合わせ ください。		

(2)市役所外で行うもの

区分	手続きが必要な方	手続きの内容	1ページ及び2ページの 持ち物以外に 特に必要なもの	担当課	チェック 欄
年金	厚生年金を受給している方	未支給年金請求 遺族厚生年金請求	※亡くなった方によって、 必要な書類が異なります ので、担当へお問い合わせ ください。 ※年金事務所は相談窓口の 混雑が予想されます。 ご相談・お手続きの際は、 予約のうえ来訪してい た だ き ま す よ う お 願 い し ま す。	大月年金 事務所 0554-22-3811 予約受付 専用電話 0570-05-4890	
	共済年金を受給している方	各共済組合へ直接お問い合わせください。			
	農業者年金を受給している方	農業者年金基金へ直接お問い合わせください。		農業者 年金基金 03-3502-3199	
	企業年金を受給している方	各企業年金基金等または企業年金連合会(年金相談室)へ直接お問い合わせください。		企業年金連合会 (年金相談室) 0570-02-2666	
	恩給を受給している方	総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください。		総務省 恩給相談窓口 03-5273-1400	

亡くなった方に関する手続き 【3】保険証関係

(1)市役所で行うもの

区分	手続きが必要な方	手続きの内容	1ページ及び2ページの持ち物以外に特に必要なもの	担当課	チェック欄
保険	国民健康保険に加入している方、または国民健康保険に加入している方の世帯主の方	保険証・各種証の返納 葬祭費支給申請 相続人代表者指定届 (保険税変更決定通知先届) ●世帯主の場合 世帯内の加入者全員に交付している証の記載事項変更	1ページ及び2ページの持ち物を必ずご確認ください。	本庁舎1階 市民課 国保年金担当 0554-23-8037 ②	
	後期高齢者医療保険に加入している方 (75歳以上の方)	保険証・各種認定証の返納 葬祭費支給申請 相続人代表者指定届 (保険料変更決定通知先届) 高額療養費などの振込先指定届 送付先申請	1ページ及び2ページの持ち物を必ずご確認ください。		
	65歳以上の方 または 要介護認定を受けている方	介護保険被保険者証・各種証の返納 介護保険資格喪失届 送付先届 相続人代表者指定届	●要介護認定を受けている方の場合 亡くなった方の ・介護保険負担割合証 ・各種認定証	第2庁舎1階 福祉介護課 介護保険担当 0554-23-8035 ⑦	
高齢者支援	紙おむつの給付・お弁当配達などのサービスを受けている方	紙おむつ給付の停止 お弁当配達の停止	なし ※担当課で停止手続きを行いますので、手続きは不要です。	第2庁舎1階 福祉介護課 介護予防担当 0554-23-8034	

(2)市役所外で行うもの

高齢者支援	緊急通報装置の貸与がある方	緊急通報装置の撤去・返納	右記に連絡し、手続きを行ってください。	山梨県 安心安全 見守りセンター 055-221-1818	
-------	---------------	--------------	---------------------	--	--

亡くなった方に関する手続き 【4】税金関係

区分	手続きが必要な方	手続きの内容	1ページ及び2ページの持ち物以外に特に必要なもの	担当課	チェック欄
税	固定資産(土地・建物など)をお持ちの方	相続人代表者指定(変更)届 ※相続人が納税義務を引き継ぐことになります。 相続人が複数人の場合、手続きの説明までとなります。	※土地・家屋の相続には「所有権移転登記等の申請」を法務局にすることが必要です。 (相談先:法務局・司法書士会など) ※法務局で相続移転登記等の手続きが済むまでの間、相続人の中から賦課徴収に関する書類を受け取る代表者を届け出てください。	本庁舎1階 税務課 資産税担当 0554-23-8017 ③	
	共有名義の固定資産をお持ちの方で共有代表をされていた方	共有代表者の変更 ※手続きの説明までとなる場合があります。	状況により必要な書類が異なりますので、詳しくは担当へお問い合わせください。		
	未登記家屋をお持ちの方	未登記家屋の名義変更			
	市県民税を納めている方 ※1月2日以降お亡くなりになった後に納めていただく市・県民税がある場合には、相続人に納めていただくことになります。	相続人代表者指定(変更)届 ※相続人が納税義務を引き継ぐことになります。 相続人が複数人の場合、手続きの説明までとなります。	1ページ及び2ページの持ち物を必ずご確認ください。	本庁舎1階 税務課 市民税担当 0554-23-8016 ④	
	「大月市」ナンバーの原動機付自転車などをお持ちの方 ※対象車両: 原動機付自転車(～125cc) ミニカー 小型特殊自動車	・廃車の場合 ・名義変更時に、大月市ナンバーを変更したい場合	ナンバープレート ※四輪の軽自動車は軽自動車検査協会へ、 原付を除く二輪の軽自動車は運輸支局へご連絡ください。		
	大月市に税金を納めていて口座引落にしている方(納税義務者・納税管理人・相続人代表など)	今後の納税に関する手続きについて(口座引落の変更または停止など)	※引落口座の変更や停止をする場合は、各種金融機関にて手続きが必要です。	本庁舎1階 税務課 収納対策担当 0554-23-8020 ⑤	

亡くなった方に関する手続き 【5】福祉関係

(1)市役所で行うもの

区分	手続きが必要な方	手続きの内容	1ページ及び2ページの 持ち物以外に 担当課 特に必要なもの		チェック 欄
障害者支援	身体障害者手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳 をお持ちの方	手帳の返納	1ページ及び2ページの持ち物を必ずご確認ください。	第2庁舎1階 福祉介護課 障害者 支援担当 0554-23-8031 ⑧	
	重度心身障害者医療費助成 金受給者証など、各種受給 者証をお持ちの方	受給者証の返納	亡くなった方の自立支援医療 (更生医療・育成医療・精神通 院)など、各種受給者証		
	特別児童扶養手当 障害児福祉手当など、各種 手当を受給していた方	資格喪失届	※受給している手当や 亡くなった方によって 手続きや持ち物が異なり ますので、詳しくは担当へ お問い合わせください。		
	心身障害者扶養共済制度を 利用していた方	死亡届	※亡くなった方によって 手続きや持ち物が異なり ますので、詳しくは担当へ お問い合わせください。		
	在宅重度心身障害者タク シー券をお持ちの方	資格喪失届	亡くなった方の 在宅重度心身障害者 タクシー券		
	やまなし思いやり駐車区画 利用証をお持ちの方	やまなし思いやり駐 車区画利用証返納	亡くなった方の やまなし思いやり駐車区画 利用証		

(2)市役所外で行うもの

区分	手続きが必要な方	手続きの内容	1ページ及び2ページの 持ち物以外に 特に必要なもの	担当課	チェック 欄
障害者支援	NHK受信料の免除(全額・ 半額)を受けている方	NHK受信料の名義 変更、解約	NHKに連絡し、手続きを行っ てください。	NHK甲府 放送局 0552-55-2148	
	有料道路障害者割引を受け ている方 (ETC利用者)のみ	障害者割引の登録 削除依頼	有料道路ETC割引登録係に 連絡してください。	有料道路ETC 割引登録係 045-477-1233	
	自動車税の減免 (本人運転・家族運転・ 常時介護者運転) を受けている方	減免の取消し	山梨県自動車税センターにお 問い合わせください。	山梨県総務部 総合県税事務所 自動車税部 (自動車税 センター) 055-262-4662 笛吹市石和町 唐柏1000-4	

亡くなった方に関する手続き 【6】水道・下水道・市営住宅

区分	手続きが必要な方	手続きの内容	1ページ及び2ページの持ち物以外に特に必要なもの	担当課	チェック欄
水道	東部地域広域水道企業団の給水区域の方 駒橋・御太刀・大月の全域、大月町・賑岡町・七保町・猿橋町・富浜町・梁川町の一部	所有者の変更届 (死亡された方が所有者である場合)	・検針票もしくは納入通知書(届出によって給水装置番号が必要) ・新しく所有者になる方によって、必要書類等が異なりますので、詳しくは担当へお問い合わせください。 ・口座振替の方は金融機関への届出が必要となります。市内金融機関窓口へお問い合わせください。	東部地域広域水道企業団 営業担当 0554-22-0099	
	市営簡易水道の給水区域の方 【笹子町】(全域) 【初狩町】 (下初狩の一部、丸田、側子の一部) 【大月町】 (真木の一部、間明野、桑西) 【賑岡町】 (西奥山、浅利の一部) 【梁川町】(塩瀬の一部)	死亡された方が所有者・使用者である場合 ・続けて給水を受けるとき所有者及び使用者の変更届 ・解約するとき中止届	・「給水エリア」「変更内容」により、手続き方法が異なりますので、詳しくは担当へお問い合わせください。 ※地区簡易水道の場合は、該当地区の水道組合に連絡してください。	花咲庁舎2階 地域整備課 簡易水道担当 0554-20-1856 ⑪	
下水道	大月市公共下水道に加入されている方	公共下水道義務者・使用者等変更届	・新たに義務者・使用者となる方の印鑑(認印)	花咲庁舎2階 地域整備課 都市整備担当 0554-20-1855 ⑫	
市営住宅	契約者の方が亡くなり、引き続き同居者が市営住宅に入居される場合など	市営住宅入居承継承認申請書	個別の状況に応じてご案内します。	花咲庁舎1階 建設課 住宅担当 0554-20-1852 ⑩	
	・市営住宅の単身入居者が亡くなった場合 ・入居者全員が転出及び転居した場合	市営住宅退去届	個別の状況に応じてご案内します。		
	・市営住宅に入居の方が亡くなった場合 ・市営住宅に入居している世帯員の一部に異動があった場合(死亡、出生、転出の場合のみ)	市営住宅世帯員異動届	・市営住宅入居者緊急時の連絡先が分かるもの(独居になる場合) ・入居契約をしている方の印鑑(認印) ・異動後の住民票		

亡くなった方に関する手続き【7】子ども関係

(1)保護者が亡くなった場合

区分	手続きが必要な方	手続きの内容	1ページ及び2ページの 持ち物以外に 特に必要なもの	担当課	チェック 欄
対象となる子どもまたは関係者	児童手当を受給している方	受給事由消滅 未支払請求 認定請求	個別の状況に応じてご案内します。	第2庁舎1階 子育て健康課 子育て 支援担当 0554-23-8032 ⑨	
	児童扶養手当を受給している方	死亡届兼未支払手当請求 新規認定請求	個別の状況に応じてご案内します。		
	大月子育て支援医療費助成を受けている方	保護者の変更	個別の状況に応じてご案内します。		
	ひとり親家庭医療費助成を受けている方	資格喪失 受給資格者証の 返納 新規申請	個別の状況に応じてご案内します。		
	認可保育園・幼稚園を利用している方	支給認定変更申請	個別の状況に応じてご案内します。		

(2)児童が亡くなった場合

区分	手続きが必要な方	手続きの内容	1ページ及び2ページの 持ち物以外に 特に必要なもの	担当課	チェック 欄
受給または利用している保護者	児童手当を受給している方	受給事由消滅 または 減額改定	・受給者である方 (保護者など)の印鑑(認印)	第2庁舎1階 子育て健康課 子育て 支援担当 0554-23-8032 ⑨	
	児童扶養手当を受給している方	資格喪失 または 額改定	個別の状況に応じてご案内します。		
	大月子育て支援医療費助成を受けている方	資格喪失 受給資格者証の 返納	保護者の印鑑(認印)		
	ひとり親家庭医療費助成を受けている方	資格喪失 受給資格者証の 返納	個別の状況に応じてご案内します。		
	認可保育園・幼稚園を利用している方	支給認定変更申請	個別の状況に応じてご案内します。		

(3)その他

小中高に通う児童生徒や、その保護者が亡くなった場合は、 通学先の学校に連絡の上、手続きの確認を行ってください。	各学校	
--	-----	--

亡くなった方に関する手続き 【8】その他、市役所で行う手続き

区分	手続きが必要な方	手続きの内容	1ページ及び2ページの 持ち物以外に 特に必要なもの	担当課	チェック 欄
浄化槽	浄化槽を使用している方	使用者変更届 廃止届	・新たに住宅所有者(使用者) となる方の印鑑(認印)	花咲庁舎2階 地域整備課 都市整備担当 0554-20-1855 ⑫	
墓地	大月市内にある墓地所有者 の方	墓地使用权について	・地区や地域によって、 必要な手続きや書類などが 異なりますので、 墓地管理者にお問い合わせ ください。	本庁舎1階 市民課 生活環境担当 0554-23-8023 ⑥	
犬	犬を飼われている方	所有者の変更	個別の状況に応じてご案内し ます。		
ごみ	亡くなられた方の遺品など の整理をされる方 ※ごみ処理場に 持ち込まれる場合	ごみ処理について	●同居の場合 ・持込みされる方の本人確認 書類(運転免許証など) ●同居ではない場合 (親族、成年後見人の場合) ・持込みされる方の運転免許証 ・亡くなられた方名義の 公共料金の領収書等 (ごみが発生した住所が 確認できるもの) ※持込みができない場合 には、有料になりますが、 大月市一般廃棄物収集 運搬許可業者をご紹介 致します。		
				またの森 クリーン センター 0554-20-2651	

亡くなった方に関する手続き 【9】市役所以外で行うもの(1)

区分	手続きの内容	必要なもの	問い合わせ先
市役所以外で行う手続き	遺言書の検認・開封	※申立先は、被相続人の最後の住所地の家庭裁判所 ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の除籍謄本	・被相続人の最後の住所地が大月市の場合 甲府家庭裁判所都留支部(家事係) 0554-56-7669 都留市中央2-1-1 1階
	相続放棄の申立	※相続放棄は、相続を知った日から3か月以内に、被相続人の最後の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。 ※相続放棄には、2種類があります。 ・相続放棄 ・限定承認 (引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です。)	※申立をする方の住所地が大月市外の場合は、住所地の管轄裁判所へお問い合わせください。
	預貯金口座などの口座凍結解除手続き	・亡くなった方の通帳、キャッシュカードなど ・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 など ※金融機関・取引状況などによって必要書類が異なりますので、各金融機関にお問い合わせください。	※大月市内の金融機関(市外局番0554) 【山梨中央銀行】 大月支店(22-3111)・猿橋支店(22-2421) 【都留信用組合】 大月支店(22-1333) 【山梨信用金庫】 大月支店(22-1161)・猿橋支店(22-2161) 【クレイン農業協同組合】 大月支店(20-2677) 猿橋支店(22-0530) とみはま支店(26-5121) 【郵便局】 大月(22-0042)・大月駒橋(22-5102) 猿橋(22-1255)・真木(22-5101) 七保(22-2540)・鳥沢(26-5054) 初狩(25-6650)・笹子(25-2040) 梁川(26-2040)
	生命保険、損害保険などの死亡保険金請求 入院給付金請求 名義変更・解約	・保険金請求書 ・保険証券 ・死亡診断書 ・亡くなった方の死亡の記載がある戸籍 ・相続人との関係が分かる戸籍謄本 など ※保険会社・契約内容等によって必要書類が異なりますので、各保険会社にお問い合わせください。	加入していた生命保険会社または代理店

亡くなった方に関する手続き 【9】市役所以外で行うもの(2)

区分	手続きの内容	必要なもの	問い合わせ先
市役所以外で行う手続き	株式などの名義変更	・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 など ※証券会社によって必要書類が異なりますので、各証券会社にお問い合わせください。	証券会社など
	戦没者弔慰金の ・記名変更 ・償還金受領	・国債(または証券保管証書) ・記名者の死亡を証明できる戸籍書類 ・記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 ・印鑑	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
	普通自動車の	税金(自動車税)については、右記へお問い合わせください。	山梨県総務部総合県税事務所自動車税部(自動車税センター) 055-262-4662 笛吹市石和町唐柏1000-4
	・自動車税に関すること ・名義変更などに関すること	普通自動車の名義変更などについては、右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車などは早めの手続きをお願いします。	関東運輸局山梨運輸支局 050-5540-2039 笛吹市石和町唐柏1000-9
	軽四輪車及び二輪車(125ccを超えるもの)の名義変更または廃車	右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車などは早めの手続きをお願いします。	【軽四輪車】 軽自動車検査協会山梨事務所 050-3816-3121 笛吹市石和町唐柏792-1 【二輪車】 関東運輸局山梨運輸支局 050-5540-2039 笛吹市石和町唐柏1000-9
	申告手続き ・相続税 ・所得税 ・消費税	右記へお問い合わせください。	大月税務署(大月地方合同庁舎内) 0554-22-3151 御太刀2-8-10
	土地・家屋などの移転登記	18Pの「法定相続情報証明制度」をご覧ください。詳細は右記へお問い合わせください。	甲府地方法務局大月支局(大月地方合同庁舎) 0554-22-0799 御太刀2-8-10

亡くなった方に関する手続き【9】市役所以外で行うもの(3)

区分	手続きの内容	必要なもの	問い合わせ先
市役所以外で行う手続き	NHK受信料の名義変更・解約	NHKに連絡し、手続きを行ってください。 ※契約者の名義変更は、インターネットでも手続きができます。	NHKフリーダイヤル 0120-15-1515 NHK甲府放送局 055-255-2148
	運転免許証の返納手続き	・亡くなった方の運転免許証 ・死亡の事実が分かるもの(会葬礼状、死亡届書の写し、死亡が記載されている戸籍謄(抄)本の写しなど)	山梨県警察本部大月警察署 0554-22-0110 大月市大月町真木197-3
	パスポートの返納手続き	・亡くなった方のパスポート ・死亡が記載されている戸籍謄本 ※有効期限切れのパスポートの返納は不要です。 ※詳細を知りたい場合は、右記へお問い合わせください。	山梨県パスポートセンター 055-222-2040 富士・東部地域県民センター 0554-45-7839 都留市田原2-13-43
	宅地建物取引士の死亡届	亡くなった方の除籍謄本(相続人の確認が取れるもの)	山梨県県土整備部建築住宅課 企画担当 055-223-1730 山梨県甲府市丸の内1-6-1 ※その他、土業などの登録をされている方は、各々の登録先にお問い合わせください。
	ケーブルテレビの名義変更・解約	個々で手続きの内容が異なりますので、詳細は右記へお問い合わせください。 ※地域のテレビ組合に加入している方は、それぞれの組合にお問い合わせください。	ケーブルネットワーク大月 0554-22-5772 大月市大月町花咲1553-2
	固定電話の契約承継・解約	●NTT東日本の場合 (まずは、右記へお問い合わせください) ・契約者の死亡が記載されている戸籍謄(抄)本の写し ・契約者と相続人の関係が分かる戸籍謄(抄)本の写し ●NTT東日本以外の場合 各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	(NTT東日本の場合) 局番なし116 携帯からは0120-116-000 (NTT東日本以外の場合) 各契約会社
	その他 ・携帯電話 ・インターネット ・電気・ガス料金 ・クレジットカード などの名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
手続きに必要な証明書について	○手続きに必要な書類の中には市役所で発行できるもの(戸籍、住民票・税に関する証明書等)があるため、各契約会社等にお問い合わせいただいてから市役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。 ○戸籍謄本などについては、提出先によって原本を返却してもらえる場合があります。各契約会社などにご確認のうえ、必要な部数を申請ください。 ○戸籍、住民票、印鑑証明書など:本庁舎 市民課または各出張所 (印鑑証明書の交付には、必ず「印鑑登録帳」の提示が必要です。) ○所得証明書、課税証明書など:本庁舎 税務課または各出張所 (相続関係のわかる戸籍などが必要です。コピー可) ○証明書の発行には所定の手数料がかかります。		

委任状に関するご案内

死亡にともなう年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理の方が行われる場合は、委任状が必要となります。次項の委任状を作成のうえ、切り離してご利用ください。

また、後期高齢者医療の葬祭費に関し葬祭執行者(喪主者)以外の方への振り込みきぼうする場合は、16ページの委任状をご利用ください。

◆掲載している委任状の様式は、死亡にともなう手続きに限ってご利用いただけます。

※委任状は任意の様式でも有効です。

※年金事務所でのお手続きを代理の方が行う場合は、別途委任状が必要となります。

年金事務所用の委任状は、市役所 市民課 国保年金担当または年金機構のホームページで配布しています。

【お問い合わせ】

◆戸籍(除籍)謄本・住民票(除票)について

・市民課 戸籍住民担当 0554-23-8022

◆税に関する証明書について

・所得証明書…税務課 市民税担当 0554-23-8016

・評価証明書…税務課 資産税担当 0554-23-8017

・納税証明書…税務課 収納対策担当 0554-23-8020

◆年金手続きについて

・市民課 国保年金担当 0554-23-8037

・大月年金事務所 0554-22-3811

記入される前にお読みください。

※必ず委任者が代理人、委任事項などすべての項目を記入・押印し、
原本を提出してください。

※下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので、日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

委 任 状

(宛先)大月市長

年 月 日作成

委任者(頼む方)

住所

氏名 印。

生年月日 大正・昭和・平成・令和 年 月 日。

電話番号

の死亡にともなう下記の事項について、
次の者に委任します。

代理人(頼まれて窓口に来る方)

住所

氏名

委任事項(委任する事項に✓をつけてください)

- ☐ 世帯主変更に関する手続き
- ☐ 未支給年金または遺族年金の請求及び相続手続きに
必要となる戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び
住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限
- ☐ 国民年金及び国民健康保険、後期高齢者医療保険、
介護保険、市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税・
国民健康保険税)に関する手続き
- ☐ 市税に関する証明書の交付申請及び受領に関する権限
(頼む方と亡くなられた方の関係(相続関係)のわかる戸籍
などをご持参ください)

(注)相続登記では、登記申請日時点での最新年度の固定資産評価
証明書が必要です。固定資産評価証明書は、毎年4月1日に
最新年度が替わります。

原本保管:戸籍住民担当

委任状

葬祭費受領に関する委任状
申請者以外の口座への入金を
指定される場合提出が必要です。

令和 年 月 日
山梨県後期高齢者医療広域連合長 様

委任者(申請者※葬

住 所

氏 名

電話番号

下記の者に、委任項目の権限を委任します。

受任者住所	
受任者氏名	
受任者生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日
受任者電話番号	()

●委任項目

☒ 葬祭費受領に関する一切の権限

※注意事項

- ・委任者（頼んだ人）の名前は、必ず本人が自筆で書いてください。
 - ・窓口では、届出者の本人確認を行います。
- 本人確認ができる書類（身分証明など）をご持参ください。

未来につなぐ相続登記

相続登記はお済みですか

地域の活性化

相続登記をしないと…

- 再開発が進まない
- 空き家の管理・利活用ができない
- 不動産取引がおそくなる

安全・安心な暮らし

相続登記をしないと…

- 公共事業が進まない
- 防災・減災の取り組みができない
- 災害復旧に大きな労力・時間がかかる



相続登記が
さまざまなトラブルを
防止します！

未来につなぐ

相続登記をしないと…

- 2次3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる
- 「争続」問題になってしまう

産業の推進

相続登記をしないと…

- 農地の集約化ができない
- 農地・山林が放置されてしまう

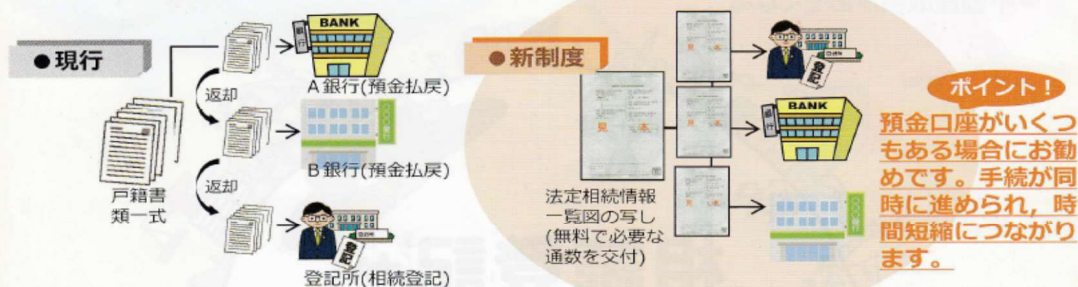
あなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



制度の概要

① 申出（法定相続人又は代理人）

- ①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、①-2の書類を添付して登記所に申出をします。



ポイント！

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家（※2）に依頼することも可能です。

② 確認・交付（登記所）

- ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記をお忘れなく！
次の世代へのつとめです



③ 利用

- ③ 各種相続手続へお使いください。（戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に）

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#) をご覧ください。

甲府地方法務局

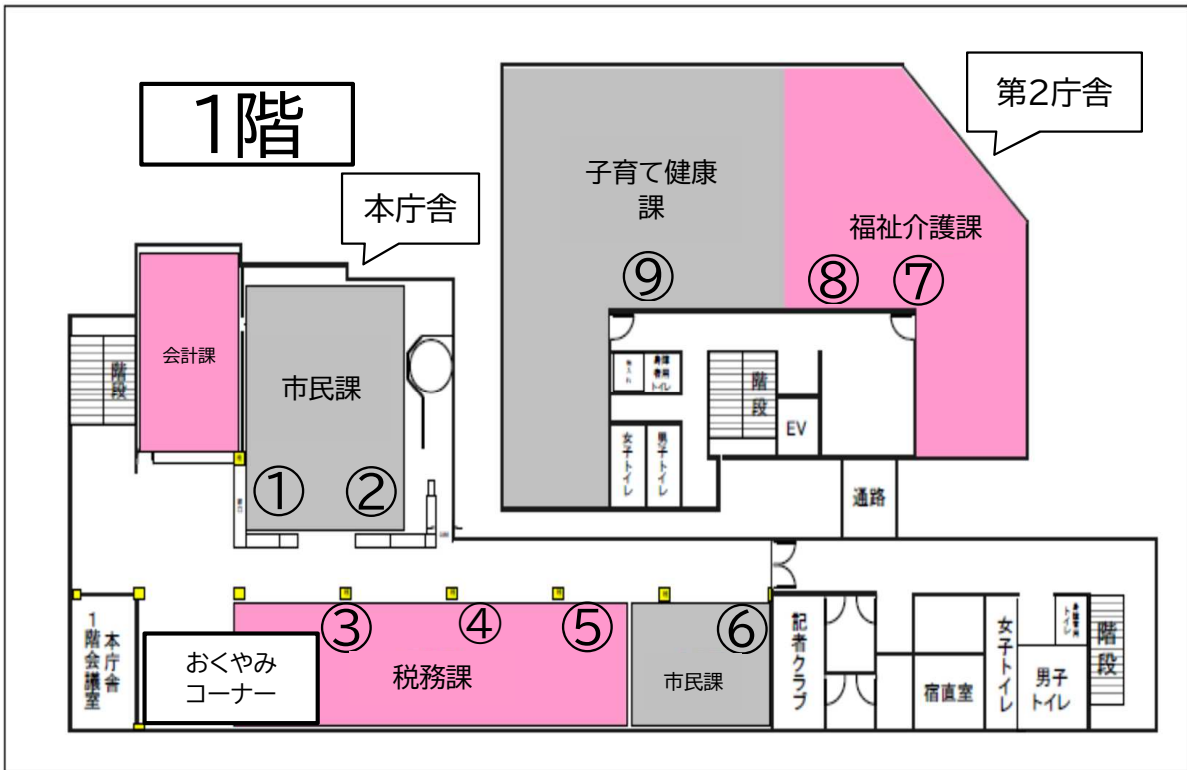
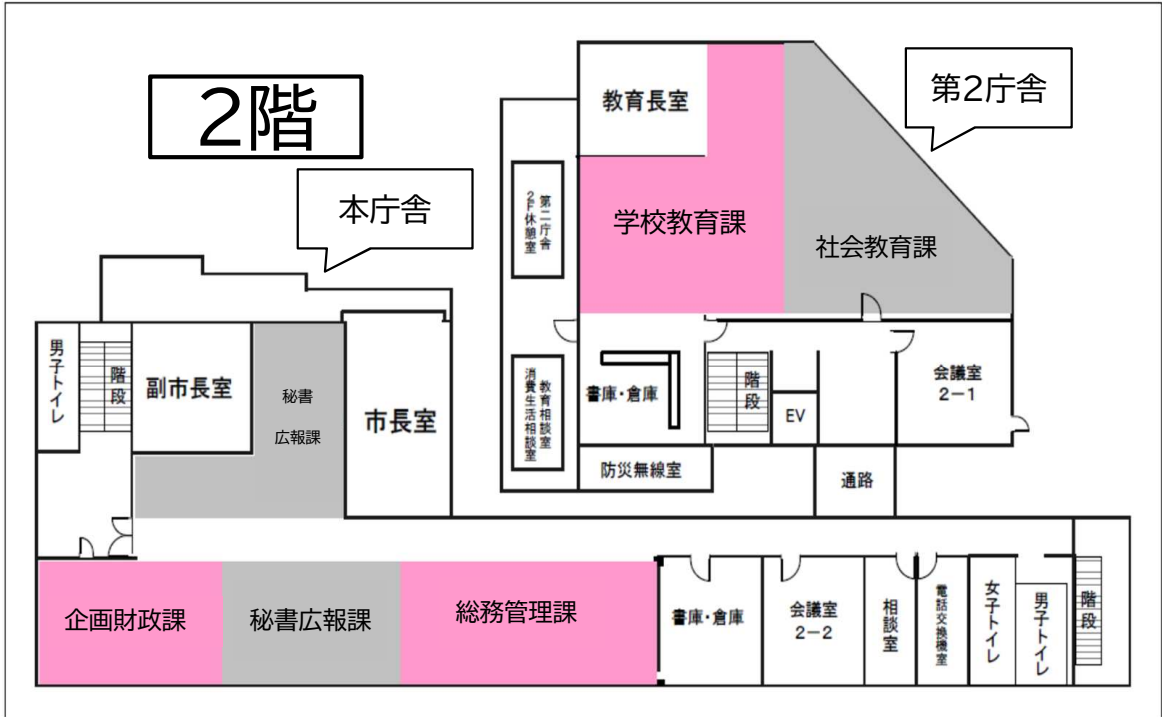
相続に関する登記についてのご相談は

山梨県司法書士会
055-253-6900

甲府地方法務局
055-252-7151

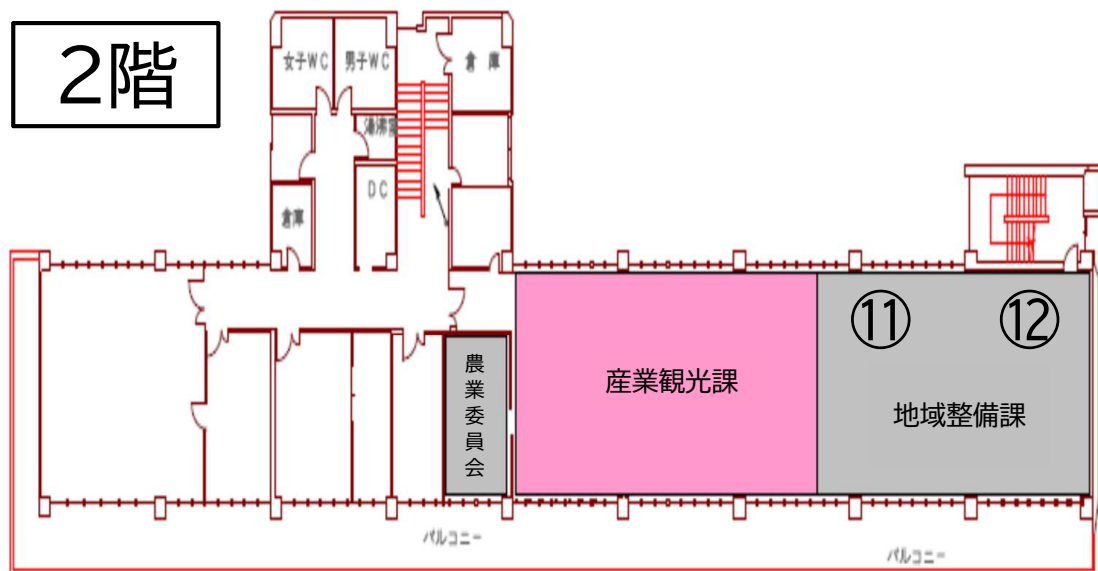
山梨県土地家屋調査士会
055-228-1311

庁舎案内図(本庁舎・第2庁舎)

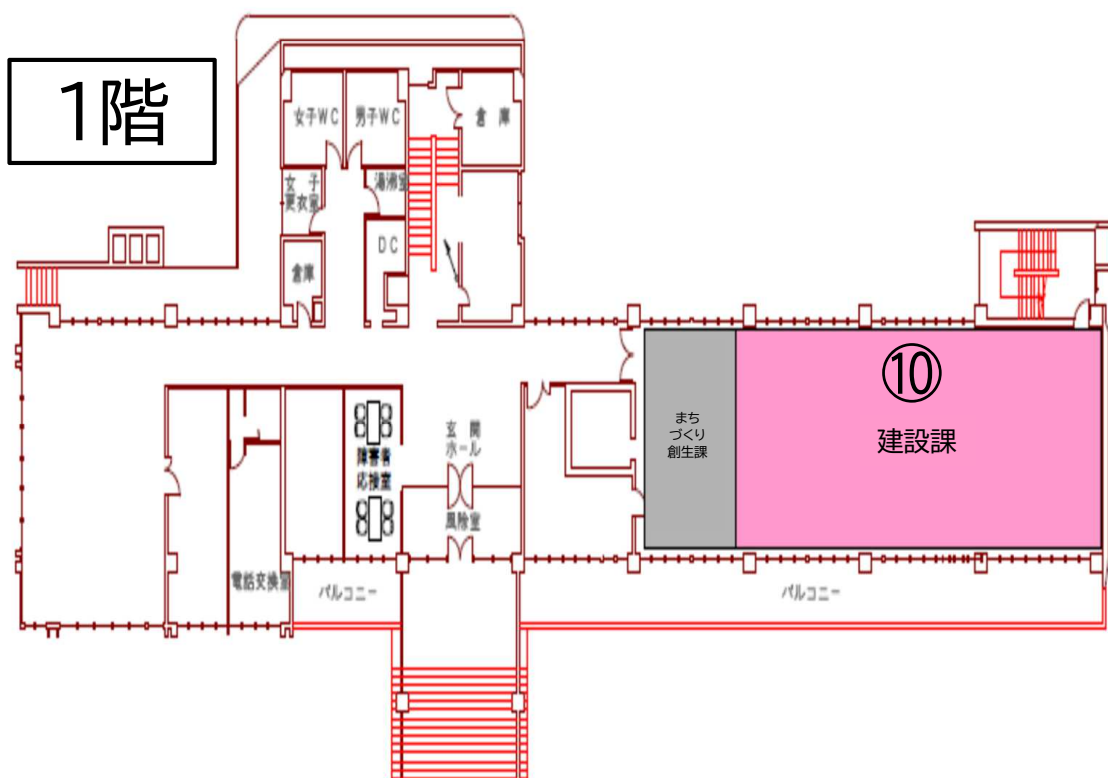


庁舎案内図(花咲庁舎)

2階



1階



岡至 139号 岡至



本庁舎・第2庁舎 : 〒401-8601 大月市大月二丁目6番20号
花咲庁舎・消防本部 : 〒401-0016 大月市大月町花咲1608番地19

「簡易水道」「上水道」「下水道」によって、手続きの担当が変わります。
 ※ただし、大月市内で一部、東部地域広域水道企業団および簡易水道いずれも管理していない地域があります。

簡易水道	大月市役所(花咲庁舎) 産業建設部 地域整備課 水道施設担当 ☎20-1856 (FAX 20-1533) (花咲庁舎／大月町花咲1608番地19)
「市営簡易水道」の供給地域	
名称	地域
笹子東部簡易水道	白野・原・吉久保
笹子西部簡易水道	阿弥陀海・黒野田・追分
初狩東部簡易水道	下初狩(藤沢除く)・丸田 側子の一部
真木簡易水道	真木(間明野・桑西・恵能野を 除く)
間明野・桑西簡易水道	間明野・桑西
飯岡西部簡易水道	遅能戸・中村・浅利の一部
塩瀬簡易水道	塩瀬・金畑
下水道	大月市役所(花咲庁舎) 産業建設部 地域整備課 都市整備担当 ☎20-1855 (FAX 20-1533) (花咲庁舎／大月町花咲1608番地19)
「下水道」の供用が開始されている区域 ○大月・御太刀・駒橋の一部 ○猿橋町殿上の一部・桂台 ○富浜町鳥沢の一部 ○梁川町新倉・塩瀬・中野・金畑・清水 ○梁川町大保呂・綱の上の一部	

上水道 (簡易水道以外)	東部地域広域水道企業団 ☎0554-22-0099 (FAX 22-5472) (大月市七保町下和田415番地) JR猿橋駅から徒歩8分
「企業団」の供給地域 ○駒橋・御太刀・大月の全地域 ○大月町・飯岡町・七保町・猿橋町・富浜町・梁川町の一部	
案内図	
至葛野	至総合グラウンド
県道小和田猿橋線	至猿橋
葬祭場	東部地域広域水道企業団
石動団地	葛野川
コンビニ	宮下橋
至大月	至上野原
信号	タカムラ生コン
JR猿橋駅	

MEMO

[illegible]

- 発行日/令和6年6月改訂
- 発行/大月市役所 市民課戸籍住民担当
- 住所/〒401－8601
山梨県大月市大月二丁目6番20号
- 電話番号/0554－23－8022
- メールアドレス/
jyumin-19206@city.otsuki.lg.jp